

公益財団法人 e-とくしま推進財団普及啓発事業助成規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 e-とくしま推進財団（以下「財団」という。）定款第4条第1項第4号に規定する情報通信技術の普及啓発に対する助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業等)

第2条 助成対象事業は、徳島県内において徳島県内の市町村が主催する次の内容の普及啓発事業であって新規に実施するものとする。

- (1) ICTの利活用に関する講演会，セミナー，講習会等
- (2) その他財団が必要と認めた内容

2 助成対象経費は次の経費を対象とする。

- (1) 広報経費
- (2) 会場使用料
- (3) 講師謝金
- (4) その他開催に要する事務経費

3 助成金の額は、助成対象経費の10分の10以内で10万円を上限とする。

4 事業実施は、財団との共催とする。

(事業主体)

第3条 事業主体は、徳島県内の市町村とする。

2 市町村が他の団体と共同開催する場合も対象とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、事業実施前に助成申請書（様式第1号）を公益財団法人 e-とくしま推進財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 申請は、県内市町村を対象とした公募によるものとし、その方法等については、理事長が別に定める。

(助成の決定)

第5条 理事長は、助成申請書を審査し、助成について適当であると認めたときは、理事会の決定に基づき、助成決定通知書（様式第2号）により事業主体へ通知するものとする。

(事業の変更等)

第6条 助成金の交付決定を受けた事業主体は、事業内容を変更（軽微な変更を除く。）又は廃止しようとするときは、事業変更（廃止）承認申請書（様式第3号）を理事長

に提出し、その承認を受けなければならない。

(実施報告)

第7条 事業主体は、事業が完了したときは、速やかに事業実施報告書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 理事長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額の確定を行い、助成額の確定通知書(様式第5号)により事業主体に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成金は、前条の助成金の額の確定後に交付するものとする。

2 事業主体は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書(様式第6号)を理事長に提出するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、理事長に別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する
- 2 e-とくしま推進のための市町村普及啓発事業助成要綱は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年3月27日から施行する。(平成25年3月27日理事会議決)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年4月1日理事会議決)